平成２１年（フ）第１７５号
山口市小郡上郷3154番地１　小郡第２ビル307号
債務者　須本　昌樹
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
山口市三和町16番８―403号
債務者　前田　秀男
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９３号
福岡県田川郡香春町大字中津原2728番地２芝ノ中団地Ｂ201号
債務者　河野　久子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１０５号
福岡県田川市大字伊田2717番地
債務者　原田美智枝
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４１号
熊本県人吉市下永野町1333番地
債務者　大迫　新也
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第５５号
長野県岡谷市山手町１丁目21番７号
債務者　清水　克江
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１２７号
島根県松江市東津田町1818番地４
債務者　武田嘉壽代
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３７号
神奈川県横須賀市津久井２丁目22番１―309号
債務者　山崎　恒明
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目21番６号コーポアヤベ101
債務者　ガードナー真利子（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１７８号
神奈川県横須賀市金谷３丁目１番８号　コーポ金谷Ｂ201
債務者　松永　一宏
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１７１７号
名古屋市中村区則武２―26―15　則武マンション204、外国人登録原票上の住所愛知県清須市須ケ口2325番地
債務者　徳原信英こと　玄　　信英
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１３号
沖縄県うるま市与那城西原647番地　エンジェルパレス301
債務者　島袋　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１７１５号
横浜市青葉区奈良１丁目19番地１　鴨志田第一ビル206号室
債務者　佐瀬　幹哉
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６０号
神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目23番７号
債務者　森野　慶子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８２５号
横浜市栄区飯島町1028番地　ベルハウス102号
債務者　押山　康雄
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１２号
栃木県宇都宮市御幸町256番地５、前住所栃木県宇都宮市御幸町189番地84
債務者　稲葉　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６８号
栃木県那須郡那珂川町大内4499番地２
債務者　露久保順子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係